

評価手数料に関する規則

第1条 この規則は、一般社団法人薬学教育評価機構が実施する6年制薬学教育プログラムの評価に関する評価手数料について定める。

第2条 本評価に関する評価手数料は、申請1件当たり3,000,000円とする。

2 再評価および追評価に関する評価手数料は、申請1件当たりそれぞれ1,200,000円とする。

3 前各項に定める評価手数料は、消費税分を上乗せして納入しなければならない。

第3条 評価手数料は、指定の期日までに納入しなければならない。

第4条 納入された評価手数料と消費税は原則として返却しない。

第5条 この規則の改廃は、理事会が実施する。

附則 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

この規則は、平成29年12月4日から施行する。